高圧ガス保安法第27条の従事者保安教育として実施する講習会です。

沖高保発第８－９０号
令和８年１１月９日

圧縮空気製造事業所　各　位

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会
一般高圧ガス部会　部会長　富永　進

圧縮空気及びナイトロックス製造事業所保安講習会

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、圧縮空気製造事業所及びナイトロックス製造事業所における事故防止を目的に保安講習会を開催致します。

つきましては、業務多忙のこととは存じますが、保安教育の一環としてご参加下さいますようご案内申し上げます。

記

1. 日　　時　令和8年12月16日(水)　13時30分～16時30分
2. 会　　場　沖縄産業支援センター(3階　304中会議室)
　　那覇市字小禄1831番地1
3. 受付期間　令和8年11月9日(月)～12月4日(金)
　　(ただし、定員になり次第締め切らせて頂きます)
4. 参 加 料　①会員事業所、消防機関　2,000円(消費税 10%込み)
　　②一般事業所　8,000円(消費税 10%込み)
　　(受講料は当日会場にてお支払い下さい)
5. 申込方法　当協会ホームページよりお申込み下さい。(定員40名)



AVC25E

当協会ホームページ URL 及び QR コード
https://www.okinawakhk.or.jp/

※問合わせ　協会事務局　℡　098－858－9562担当　緑間

①『水冷、空冷式圧縮機のメンテナンス項目とその内容、必要性について』 『水冷、空冷式圧縮機の故障、トラブル事例について』　13 時 30 分～14 時 30 分 講師　(株) 松原鐵工所　メンテナンス部門技術員　予定
②『ダイビング用容器の管理について』　14 時 30 分～15 時 20 分 ③『ダイビング用容器の耐圧検査について』(実演含む) ④『ダイビング用バルブの分解整備について』(実演含む) 講師　ＨＥＡＤ　Ｊａｐａｎ　ｳｵｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ事業部　沖縄ｴﾘｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ　石引　良介　氏
⑤『沖縄県内　圧縮空気製造事業所への立入り検査状況について』　15 時 30 分～16 時 講師　沖縄県商工労働部産業政策課　ｴﾈﾙｷﾞｰ対策班　担当官予定
⑥『圧縮空気製造事業所の運転管理について』　16 時～16 時 20 分 ・定期自主検査　・日常点検　・充填日誌　・保安教育記録　各記録の整理について 講師　(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会　指定検査員予定

『高圧ガス保安法（抜粋）』

（保安教育）

第二十七条　第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。

２　都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。

３　第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

４　第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者（次項において「第二種製造者等」という。）は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

５　都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

６　協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は第四項の保安教育を施すに当たって基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。